

美濃加茂市 飼い主不明猫の 不妊手術費用補助制度(協力病院について)

美濃加茂市では、飼い主不明な猫が増加して地域住民に迷惑をかけないように、飼い主不明な猫の繁殖を抑えるために、不妊手術費用の補助を実施します。

こちらの事業にご協力いただける動物病院様におかれましては、協力病院の登録申請を行っていただきますようお願い致します。申請がありましたら、「美濃加茂市飼い主不明な猫不妊手術費用補助金交付要綱第3条第2項」の規定に基づく審査をさせていただき、協力病院としてご登録させていただきます。

また、市民の方へは「協力病院一覧」という形で動物病院様の情報を公開させていただきます。

協力病院について(要綱より)

【定義】 「美濃加茂市飼い主不明猫不妊手術費用補助金交付要綱第1条」の趣旨に賛同し、動物行政に協力する意欲のあるもので、飼い主不明猫の不妊手術及び識別処置（以下「不妊手術等」という。）に協力する者が開設する診療施設をいう。

【登録条件】 ① 獣医療法第3条の規定に基づき診療施設を開設した者又は、同法第5条第1項の規定により診療施設を管理している獣医師であること。
② 獣医療法及びその他関係療法の規定に違反したことがない獣医師であること。

【必要書類】 「飼い主不明猫不妊手術等実施協力病院申請書（様式第1号）」

※「美濃加茂市飼い主不明猫不妊手術費用補助金交付要綱第7条各号」の規定を遵守することに同意していただく必要があります。

登録は随時行っております。ご不明な点がございましたら下記連絡先までご連絡ください。

＜ お問い合わせ ・ 申請先 ＞

美濃加茂市役所 環境課 市民生活係

〒505-8606 美濃加茂市太田町 3431-1

電話 0574-25-2111 内線(303、306)

◆協力病院にご登録をお考えの皆様へ

＜登録手続きの流れ＞

(1)協力病院の申請

協力病院のご登録には、「飼い主不明猫不妊手術等実施協力病院申請書（様式第1号）」の届出が必要です。所定の用紙に必要事項をご記入いただき、美濃加茂市役所環境課までご提出ください。ご登録の詳しい条件等につきましては、「美濃加茂市飼い主不明猫不妊手術費用補助金交付要綱第4条第2項」をご参照ください。

また、「同要綱第7条」の規定を遵守することに同意していただく必要がございますので、こちらも併せてご参照ください。

(2)協力病院の登録通知

ご登録が済みましたら、各協力病院に登録番号を振り分けます。また、「飼い主不明猫不妊手術等実施協力病院登録通知書（様式第2号）」をもって通知いたしますので、ご確認ください。

(3)登録事項の変更・解除

登録後に届出事項に変更が生じた場合は、速やかに「飼い主不明な猫不妊手術等実施協力病院登録事項変更・登録解除届（様式第3号）」をご提出ください。

- ◆ 協力病院の皆様には市民から求められた際に、制度についてご説明していただくようお願いをしております。つきましては、要綱等をご覧いただき本事業の内容をよく理解していただくようお願い致します。
- ◆ 制度について何かご不明な点等がございましたら、美濃加茂市役所環境課市民生活係までお問い合わせください。

※注意事項※

- 本事業の補助金申請には、事前の申込みが必要となっております。したがって、事前申込みのなされていないものにつきましては、補助金の対象外となることを市民の方にご説明ください。
- 市へ市民の方より申込みがありましたら、「手術を予定する協力病院」へ申込者の方の情報をお渡しします。実際にご来院された方が持参した「飼い主不明猫不妊手術費用補助金交付申込み結果通知書（様式第 5 号）」等、内容に間違いがないかご確認ください。
- 補助金の申請には交付期限を設けております。結果通知書に記載の交付期限をお確かめいただき、手術の前に期限内であるか確認を行っていただきますようお願い致します。
- 飼い主不明な猫を病院へ搬入する際、市民の方が「受領印の押された飼い主不明な猫の写真」を持参します。実際に搬入された猫と写真の猫と間違いがないか、確認を行ってから手術に臨んでください。
- 市民の方が補助金の申請をする際には、申請書に手術を行った獣医師の署名と捺印が必要です。手術の際には市民の方が「飼い主不明猫不妊手術費用補助金交付申請書（様式第 8 号）」を持参しますので、手術が無事終了しましたら必要事項を記入していただき署名・捺印をお願い致します。
- 補助金の申請時には申請書の他「飼い主不明な猫の全身写真（特徴がわかるもの）」及び、「飼い主不明な猫の識別処置がわかる写真」の添付が必要です。病院内で写真を撮られる方もいらっしゃると思いますので、ご協力をお願い致します。
- この制度はあくまで飼い主不明な猫の不妊手術に係った費用にのみ補助金が支払われるものです。その他の診察料やワクチン等の費用は対象外となりますので、領収書を発行される際には手術費用のみがわかる明細等の発行をお願い致します。
- 不妊手術の可否決定は獣医師の先生方の判断にお任せ致します。診断の結果、手術が行えない場合については、「飼い主不明な猫不妊手術取下届（様式第 7 号）」を市役所環境課へ提出するよう市民の方へご説明ください。